

平成29年

寒河江市農業委員会第13回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第13回総会

日 時 平成29年12月25日（月）午前9時22分  
会 場 市役所 議会会議室

### 出席委員

1 番 相 原 稔	2 番 猪 倉 通 文	3 番 菊 地 ひとみ
4 番 土 屋 喜久夫	5 番 加 藤 友 康	6 番 影 沢 政 俊
7 番 土 田 彦 雄	8 番 大 泉 邦 彦	9 番 佐 藤 義 広
10 番 奥 山 浩 二	11 番 菊 地 弘 美	12 番 渡 辺 裕 之
13 番 眞 木 早百合	14 番 新 宮 しのぶ	15 番 鈴 木 久 一
16 番 石 山 邦 一	17 番 菅 井 孝 一	18 番 木 村 三 紀

### 傍聴農地利用最適化推進委員

1 番 小 野 敏 行	4 番 石 倉 隆 一	5 番 熊 坂 浩 行
6 番 川 越 卯一郎	7 番 鬼 海 和 幸	8 番 菊 地 健
9 番 渡 邊 正		

### 事務局

事 務 局 長 原 田 真 司	事務局長補佐 佐 藤 利 美
総 務 主 査 佐 藤 陽 一	総 務 係 長 高 子 英 晴
農地主査（兼）農地係長 日下部 靖 広	農 地 係 主 事 国 井 茂 伸

### 議事

- (1) 議第56号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第57号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第58号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第59号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 9時22分

木村議長            それでは、早速総会に入りたいと思います。

木村議長            まず総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名であります。在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例により議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、1番・相原委員、16番・石山委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、高子係長にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局からありましたらお願いします。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について、何か質問はございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

木村議長            ないようですので、ほかに事務局からありますか。

(「ありません」の声あり)

木村議長                    それでは早速、議事に入ります。

木村議長                    議第56号から農地法関連の議案について上程します。

(1) 議第56号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第59号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第56号から議第59号まで一括上程いたします。

次に、議事参与の制限は、議第59号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理人、よろしくお願いします。

菅井委員                    はい、議長。17番、菅井です。

去る12月18日に開催されました事前審査会の報告を行います。

事前審査会では、今回の総会にかかわる案件について、各地区担当委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第4条の許可申請案件1件と、農地法第5条の許可申請案件1件を実施し、審査しました。

議第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位11番、寒河江地区の共同住宅建築用

敷地への転用案件です。申請地は内の袋の西松屋の裏の農地、都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位51番、寒河江地区の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は、山交バス寒河江営業所の南側の土地区画整理事業が図られた農地、都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

その他申請された案件については、全て異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

それでは、ただいまより地区審査に入ります。

審査時間については30分程度としまして、10時までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時28分

再開 午前 9時58分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第56号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに西根・三泉地区、加藤委員をお願いします。加藤委員。

加藤委員

5 番、加藤でございます。

議第 5 6 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、7 ページをお開きください。

(議案書順位 4 4 番、4 5 番朗読)

順位の 4 4 番につきまして、1 2 月 1 2 日に木村会長、新宮委員とで現地を確認してまいりました。また、4 5 番につきましても鈴木委員、國井推進委員とで現地を確認しております。お互いの合意による交換でありますし、また引き続き水稲並びに飼料作物として作付するようです。周辺農地への影響はないというふうに判断しております。地区審査も異議ありませんでした。

(議案書順位 4 6 番朗読)

順位の 4 6 番につきましても、1 2 月 1 3 日に鈴木委員、國井推進委員とで現地を確認しております。貸し人借り人は親子関係であり、同世帯であります。貸し人の経営移譲年金受給のための使用貸借権の設定になりますので、これまでどおり畑、田んぼとして利用するわけですので、これまた何ら問題ないということで判断しております。地区審査でも異議はありませんでした。

以上であります。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、白岩地区、新宮委員お願いします。新宮委員。

新宮委員

はい、議長。

第56号「農地法第3条の規定による許可処分について」、  
14番、新宮です。7ページをお開きください。

(議案書順位43番朗読)

こちらは、木村会長と眞木委員と菊地推進委員といっしょに12月11日に現地調査を行いました。申請地は宮内にある農地で、譲渡人が耕作不便のため譲受人が買い受け、引き続き田として使用することであり、周辺の農地への影響はないと思われます。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(農地主査)

はい、議長。

順位43番から46番まで、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第56号「農地法第3条の規定による許可処分について」、  
原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第56号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。

土屋委員 はい、議長。4番、土屋です。

議第57号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、9ページをお開きください。

(議案書順位11番朗読)

この案件につきまして、前段、代理のほうから報告がございましたけれども、18日に事前審査会で調査いたしました。現地は、東側が西松屋と隣接、西側がチェリー不動産の分譲地との間の土地ということであります。申請どおりであれば、何ら問題ないということで、事前審査会でも地区審査でも異議はございませんでした。

木村議長 ご苦労さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。



事務局（農地主査） はい、議長。

順位 1 1 番は共同住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第 3 種農地と判断します。第 3 種農地は原則許可ですので、農地区分は問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題はないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第 5 7 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第 5 7 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第 5 8 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、11ページをお開きください。

(議案書順位49番朗読)

この案件につきまして、16日に佐藤義広委員と小野敏行推進委員と現地を確認してまいりました。現場は北側がケーズデンキの駐車場、西側がバイパスについた東風という麻雀荘、東側がアパートというようなことで、三方が宅地でございます。道路が南側に面しておりまして、1つだけあった住宅地というようなことで、何ら問題ないということで現場を見てきております。

(議案書順位51番朗読)

これは、先ほどあったように18日の日に事前審査会で現地を確認しております。場所がちょうど先ほど説明あったように山交のすぐ南と、営業所のすぐ南というようなことで、西側、東側が道路、南側、北側が住宅というようなことで、開発には何の問題もないというようなことで、地区審査でも異議ございませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

11ページをごらんください。

(議案書順位 50 番朗読)

順位の 50 番につきまして、12月13日に鈴木委員、國井推進委員とで現地を確認してまいりました。貸し人借り人は、親子関係にあり同一世帯であります。計画どおりであれば周辺農地への影響もないというふうに判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上でございます。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、柴橋地区、奥山委員をお願いします。奥山委員。

奥山委員

はい、議長。10番、奥山です。

同じく11ページ、順位48番です。

(議案書順位 48 番朗読)

12月16日、石山委員、熊坂推進委員と私と3人で現地調査を行いました。場所は、柴橋小学校から西のほうに市道があるんですが、500メートルほど入ったところで、市道の両脇に住宅が並ぶような格好です。その申請地については、ちょうど住宅と住宅の間で既に車庫が建っていて、随分長く使用されているような状況でありました。追認みたいな形になります。顛末書によりますと、譲受人が譲渡人の先代の父親のほうから口約束で使っていたと言われたものだから使っていたんだと。ただ、代がかかったということで改めて正式に契約するということになり、今回、農地であることがわかったということで改めて申請ということでした。

申請地のほうは、先ほども言ったように周りに田畑も余り

なく、住宅の間の傾斜地に建っているという状況等でしたので、他の農地に影響を与えることはないと思われます。やむを得ないかなと思ったところでした。地区審査会のほうでも特に異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦勞さまでした。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。

事務局（農地主査）はい、議長。

順位48番は車庫建築用敷地への追認の転用申請になっております。申請地は住宅と川に挟まれた小規模な農地で、第2種農地と判断します。第2種農地は原則不許可ですが、昭和41、2年ごろから車庫として利用しており、自宅と隣接しており、代替性もないのでやむを得ないと考え、農地区分と農地転用の目的は問題ないと判断します。

順位49番は、住宅建築用敷地への転用になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は、原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位50番は、農機具庫建築及び農作業用軽トラック・軽ワゴン車の駐車場への転用となっています。申請地はおおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内農地で、第1種農地と判断します。第1種農地は原則不許可ですが、農業用施設であるため農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位51番は、建売分譲用敷地への転用になっています。申請地は都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので農地区分と

転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

これより質疑に入ります。ただいま地区担当委員、事務局より説明を受けました。発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第58号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第58号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付します。

木村議長

次に、議第59号「農用地利用集積計画書の審議について」、9番佐藤委員、12番渡辺委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(佐藤義広委員、渡辺裕之委員、退席)

木村議長

それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、土屋委員をお願いします。土屋委員。

土屋委員

はい、議長。4番、土屋です。

議第59号「農用地利用集積計画書の審議について」、14ページをお開きください。

(議案書朗読)

いずれも認定農業者または中核農家であり、地区審査では異議ありませんでした。

また、中間管理事業においては、いずれの農地も農業振興地域内であり、地区の担い手等に貸し出す農地に適していると判断いたしました。地区審査でも異議ありませんでした。

終わります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、加藤委員お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

15ページをお開きください。

(議案書順位3番朗読)

農業振興地域内であり、地区の担い手に貸し出す農地に適していると判断しました。地区審査も異議ありませんでした。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、それでは採決します。

議第59号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第59号は原案のとおり決定いたしました。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（佐藤義広委員、渡辺裕之委員、入室）

木村議長

関係委員に申し上げます。議第59号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長

これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分



平成29年12月25日

第13回総会 議長.....

議事録署名委員 1番委員.....

議事録署名委員 16番委員.....